

国家戦略特区ワーキンググループ提案に関するヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 16 日 (木) 11:25～11:50
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 工藤 和美 シーラカンズ K & H 株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授
委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

- 岡村 整諮 鳥取県商工労働部長
池田 一彦 鳥取県商工労働部立地戦略課長

<事務局>

- 川本 正一郎 内閣府地域活性化推進室長
加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官
富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官
宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクト
- 3 閉会

○藤原参事官 それでは、鳥取県の「未来社会創造ディスプレイ・イノベーションプロジェクト」のヒアリングに入らせていただきます。

全体が20分少々でございますので、10分程度、規制改革部分を中心に御説明いただきまして、その後、質疑応答ということにさせていただきたいと思っております。提案資料と議事録は、公開の扱いとさせていただきます。

それでは、よろしくお願いたします。

○岡村部長 それでは、早速ですけれども、お手元にお配りしております資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

1 ページ目、まず、この図を見ていただきたいと思います。

鳥取県の場合、実は1997年に当時の三洋電機の液晶工場の第5号棟が出来ました。当時、液晶パネルの日本のシェアの8割を持っていた時代です。第6号棟が2000年に出来まして、その当時でもまだ5割のシェアを持っておりました。その後、三洋電機の液晶工場は最盛期3,000人の規模を誇っていたのですけれども、エプソンに引き継がれ、ソニーに引き継がれ、現在、ジャパンディスプレイの鳥取工場として700人規模になっております。

あわせて、2005年にはシャープ米子が進出したしまして、米子富士通の買収を行いまして、米子にもパネル工場が出来た。残念ながら、2005年にはシェア10%まで落ちてしまったということで、この液晶産業の栄枯盛衰を目の当たりにしまして、鳥取県としましても、液晶産業の難しさというものを肌で感じたところでもあります。

ただ、ここにも書いておりますけれども、ジャパンディスプレイとシャープの中小型ディスプレイに関しましては、新しいイノベーションが生まれておりまして、特にジャパンディスプレイの鳥取工場におきましては、今、車両メーカー等の実証実験を伴う形での新しいディスプレイの開発、さらに、シャープ米子では、アメリカのクアルコムと共同し、新しいディスプレイの開発が進められております。

あわせて、厚さ1mmというリチウムイオン2次電池を開発するFDKの鳥取工場でありますとか、世界最小の水晶発振器の大真空鳥取事業所の研究施設等も鳥取にございまして、関連産業も集積してきつつあります。

このような新しいディスプレイを、未来社会をつくっていくディスプレイとして新機軸として、日本のディスプレイにしていこうという動きが今、鳥取で生まれております。

下のほうに、今年の7月、8月と続けて、ジャパンディスプレイの大塚社長とシャープ代表取締役の方志専務と調印式を行いまして、鳥取を新しいディスプレイの開発拠点にしていこうということで調印を済ませたところでもあります。

3 ページ、規制緩和のことについて中心にということでございますので、後ほど少し説明させていただきますが、ジャパンディスプレイに関しましては、ここに書いてありますように、鳥取のほうに車載関係の工場を集約するというところで、車両メーカー等と協力し色々な実証実験が始まろうとしております。超省エネルギーですとか、高齢者に安全性を提供するディスプレイですとか、新しいディスプレイの開発が今、スタートしております。

5 ページ、6 ページは、シャープの取組でありますけれども、シャープも今、天理ですとか、三重ですとか、亀山で新しい量産工場がございますが、これからのディスプレイをどういう形で市場参入していけばいいかという開発拠点は、実は米子になっておりまして、今、クアルコムの研究者と一緒に新しいMEMSディスプレイという形で、液晶のシャープが液晶を使わないディスプレイを開発しております。これから打って出ようというところで、準備が整っているところでもあります。このIGZOディスプレイもMEMSディスプレイもいずれ

も超省エネルギーですけれども、MEMSはIGZOよりもはるかに省エネルギーのディスプレイということで、これは米子の工場が開発されたものでございます。

最後に、これが規制緩和に関する内容でございます。先ほど申し上げましたように、液晶ディスプレイに関しましては、この10年の間に日本の液晶、日の丸ディスプレイが韓国、台湾勢に追い上げられまして、シェアを9割失っております。同じ轍を踏まないためにも、韓国や台湾が当時、税制ですとか、規制等で大胆な措置を取りましたが、日本においても、新しい取組が必要と考えております。

まず第1に、先ほど申し上げました新しいディスプレイに関しましては、車載、特に安全・安心ですとか、超省エネルギーというテーマに基づく車載をシャープ、ジャパンディスプレイの両方ともターゲットにしておりまして、そのためには、日本の中である程度実証実験が要るということをおっしゃっています。例えば、ある程度の直線距離を走ってその実証実験をやっていくようなフィールド、場所がないとか、そういう話がございます。どうしてもある程度の直線距離の用地を確保するのは非常に難しいということもあります。

そこで、道路交通法等での規制を緩和いただきまして、新たな実験を行う場合、届出によって実験ができるような形の簡素化をお願いするものであります。これによりまして、車両メーカー等も鳥取での色々な実証実験を通して、開発のスピードがアップするということになろうかと考えております。

あわせて、研究開発税制の拡充ということでございますが、現在の開発費、試験研究費におきましては、税制上、試験研究に係る経費の10%程度が税額控除になっておりますが、このような非常に足の速い取組でありますけれども、これからの日本に新しいデバイスになるものにつきましては、税額控除50%という形で引き上げるような形での開発を促進するような提案をさせていただいております。

最後に、都市計画法と農地法の規制緩和もお願いしておりますが、こういう実証実験、カスタマイズが中心となります工場、研究所、あるいは人材育成施設となりますと、都市計画区域内での立地ですとか、農地法での規制緩和による新しい実証施設、人材育成施設の立地等が今、望まれておりますが、どうしても都市計画法と農地法を経ますと、おおむね3年から5年の立地までの時間がかかります。先ほど申し上げましたように、開発、実証のスピードアップのためには、3年、5年という期限は非常にマイナスになりますので、ここをスピードアップするための規制緩和をお願いするものであります。当時の液晶産業のような規模を負わず、開発、実証のスピードアップを求めるような規制緩和をお願いするものであります。

鳥取県からの提案は以上でございます。よろしく願いいたします。

○坂村委員 いくつか質問があるのですが、まず1点、規制緩和の中の①で道路交通法の緩和というものがございます。これは別にディスプレイは車の基本的なところに関係しないのでしたら、今だって個人でカーナビを付けていますが、これに関して何か規制

というのはあるのですか。これが一つ目です。

車の基本的なところのパネルとなると自動車の基本性能になるから、試験自動車を走らせるので面倒と思いますけれども、だったら、カーナビみたいな別の形にして付けるのだったら、何か大きな規制というのはあるのでしょうか。

○岡村部長 おっしゃるとおり、実は、これは企業からの要望だったのですけれども、車両メーカーが車を持ち込んで、ある程度の直線距離の場所がないかと。それで、車載を複数箇所付けて、その車載とデータセンターとをつないで、安全チェックですとか振動チェックですとか、色々な実証実験をしたいので、ある程度の直線距離の場所がないかという話をされるのです。

○坂村委員 何でそれは日本でやるのですか。自動車の試験みたいな形で、ディスプレイだけなら、逆にどこかの国に持って行ってやってしまうほうが簡単にできてしまいそうですが。

○岡村部長 そこは技術的な問題だと思いますけれども、そのような要望を聞いておりました、車両メーカーの企業の方も鳥取に来られたりして、そういう打合せをされているということでした。

○坂村委員 逆に自動車を持ってきてしまって、やりたいと言っているのですか。

○岡村部長 そのようにおっしゃっていました。

日本の自動車の考え方と全く違うということをおっしゃってまして。

○坂村委員 よく分からないけれども、分かりました。

次に、2番目のところですね。研究開発費のこの件に関して言えば、特に新しいディスプレイに限るということではないですね。もしもこういうことをやるとしたら、ディスプレイに関わる最先端科学技術全部とか何とかとある程度しないと、ディスプレイだけとする理由はなかなか難しいですね。

○岡村部長 ディスプレイの関連産業、周辺産業も含めて適用していただければと考えております。

○坂村委員 3番、4番に関してですけれども、農地でないと土地がないのですか。農地じゃない土地だってあるのではないかと思うのですが、どうして農地なのかというのがよく分かりません。

それから、何かそういう具体的な話があるのですか。ここを緩和すると、もっとディスプレイ工場がばんばん建つとかという具体的な話が何かあるのでしょうか。

○岡村部長 先ほど申し上げましたように、ディスプレイ工場の量産は、例えば、シャープ、ジャパンディスプレイにしましても、例えばシャープですと、量産工場が亀山であったりとかしますので、ここで考えておられるのは、実証実験の施設ということになります。例えば、シャープ米子の今の土地は、周辺に土地がなくて、それが農地法に引っかかったりする。関連産業を呼び込もうとしたときに、その辺でスピーディーな開発ができないということもありまして、シャープだけではなくて、例えば、周辺産業を巻き込んだときに

農地法の適用が少しネックになって、企業集積が難しくなるという事例もございますので、そういう部分を緩和できたらと考えております。

○八田座長 今のことは、要するに実験的な道路を造るとするのは一つの例であって、こういうふうに最先端のものができるところでは、一般的に農地法の転用を迅速にできるようにしてもらえないだろうかという要望ですか。

○岡村部長 おっしゃるとおりでありまして、例えば、どうしてもある程度の直線距離を要する土地を確保しようとする、農地とか中山間地のあたりで実証実験をやってみよう、農道とか市道とか町村道があります。その周辺に例えば、人材育成、研修施設を造ろうかといった場合に、やはりこういうものがネックになりますので、そういう実証実験施設、人材育成施設をスピーディーに立地させるために緩和できないだろうかという御提案をさせていただいています。

○藤原参事官 事務局から1点ですが、道路交通法の実証実験は、総理もスピーチを以前にした重要な規制改革項目の一つなのですけれども、これは国土交通大臣の認定制度というものがございまして、年間4、5件、もう既にこういった技術実証については認可をしているのですが、それでは間に合わないとか、それ以上の規制緩和をお望みだというお考えでしょうか。

○岡村部長 先ほど申し上げましたように、例えば、車両メーカーの方々が、このエリアでやりたいという要望がございますので、その要望に応えていくためには、このエリアでどうですかという提案をすると、少し限界があるかなと思っておりまして、少し広めに取りさせていただければと考えております。

○藤原参事官 今のものでは間に合わないということですか。

○岡村部長 今のもので間に合う部分もあるかもしれませんが、このエリアでと言われたときに、届出制だけでできるのかどうなのかも含めて、少し柔軟に対応させていただければと思っております。

○藤原参事官 今は認可制ですが、それを届出制にしてほしいということですか。

○岡村部長 そういうことです。

○藤原参事官 分かりました。

○八田座長 他にありませんか。

それでは、どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。